



長野県報

8月10日(火)
令和3年
(2021年)
第227号

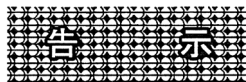
目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録辞退の届出(介護支援課).....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(6件)(産業政策課).....	3
採石業務管理者試験の実施(河川課).....	9
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	10
特定調達契約に係る一般競争入札(5件)(学びの改革支援課).....	10



長野県告示第440号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和3年8月10日

長野県知事 阿部守一

(登録特定行為事業者 訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
㈱つくしんぼ	㈱つくしんぼ	長野県岡谷市中央町2-3-11 セントラルパレス8号	令和3年8月1日

介護支援課

長野県告示441号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定により、登録特定行為事業者から登録を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和3年8月10日

長野県知事 阿部守一

(訪問介護 不特定多数の者対象)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
日本赤十字社	諏訪赤十字ホームヘルパーステーション	長野県諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	令和3年7月31日

(訪問介護 特定の者対象)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
日本赤十字社	諏訪赤十字ホームヘルパーステーション	長野県諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	令和3年7月31日

介護支援課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年8月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年8月10日

長野県須坂建設事務所長 小林 政 広

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊野南志賀公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字奥山田字釜屋1859番の1地先から 上高井郡高山村大字奥山田字入部石2500番の1地先まで	旧	m 7.4 ~ 14.0	Km 0.0655
同 上	新	7.4 ~ 14.0	0.0655
上高井郡高山村大字奥山田字釜屋1859番の1地先から 上高井郡高山村大字奥山田字釜屋1845番地先まで		3.0 ~ 9.2	0.0421

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年8月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年8月10日

長野県長野建設事務所長 吉 川 達 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 信濃信州新線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市鬼無里字高橋10317番の3地先から 長野市鬼無里字高橋10383番の2地先まで	旧	m 4.3 ~ 7.5	Km 0.0645
同 上	新	5.0 ~ 19.6	0.0645

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第14号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

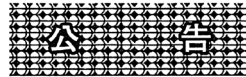
その関係図面は、告示の日から令和3年8月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年8月10日

長野県長野建設事務所長 吉 川 達 也

- 1 路線名 信濃信州新線
- 2 供用を開始する区間
長野市鬼無里字高橋10317番の3地先から
長野市鬼無里字高橋10383番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年8月10日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年8月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友諏訪城南店
諏訪市上川2-2061ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 4 変更した年月日
令和3年3月1日
- 5 届出年月日
令和3年7月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課